

給湯用契約 (城崎地区)

〈選択約款〉

2025年3月6日実施

豊岡エネルギー株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適 用 条 件	2
5. 契約の成立	2
6. 料 金	3
7. そ の 他	3
付 則	3
(別 表)	
1. 料金の算定方法	4
2. 料 金 表	4

1. 目 的

この選択約款は、城崎地区における当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「給湯器」とは、エネルギー源としてガスを使用する給湯用機器のうち、1時間当たりの最大ガス消費量が100kW（360MJ）以上の給湯用機器をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づく地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「単位料金の調整」とは、当社が別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用し

て料金を算定することをいいます。

- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

お客さまが、給湯器を使用し、給湯用のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「給湯器専用ガスメーター」という。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に選択約款の適用を申し込んでいただきます。なお、この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時点に成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス小売供給約款（城崎地区）に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時に一般ガス小売供給約款（城崎地区）に基づく契約を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。
- (2) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が一般ガス小売供給約款（城崎地区）16（2）の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス小売供給約款（城崎地区）の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

7. そ の 他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2025年3月6日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、料金算定期間の末日が2025年3月6日から2025年3月31日に属する料金算定期間の料金は、2025年3月5日まで適用の給湯用契約に基づき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が500立方メートルを超え、1,500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が1,500立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,394.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	176.61円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,859.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	173.68円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8,519.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	171.24円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。